

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成27年1月22日認可した。

平成27年1月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
琴平町土地改良区	集落営農推進生産基盤整備事業（農道改修事業）大栗屋地区
〃	集落営農推進生産基盤整備事業（農道改修事業）北浦地区